

6号(第4条関係)

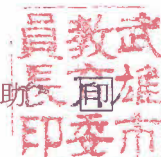
開示決定等期限特例通知書

武市教文生第54号

平成25年8月5日

様

武雄市教育委員長 諸石 洋之助



平成25年4月24日付けの開示請求に係る公文書は、著しく大量であるため、武雄市情報公開条例第10条の規定により、開示決定等をする期限を次のとおりとしたいので通知します。

|                                  |                                              |
|----------------------------------|----------------------------------------------|
| 公文書の件名                           | 武雄市図書館のコンピュータシステム及び通信設備を除く電気設備に関する一切の資料      |
| 条例第10条の規定による決定期間                 | 平成25年 4月30日から(市受付日)<br>平成25年 5月30日まで         |
| 開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間 | 平成25年 月 日から<br>平成25年 月 日まで                   |
| 上記の期間内に開示決定等をする部分                |                                              |
| 残りの公文書について開示決定等をする期限             | 平成25年 8月 31日                                 |
| 本条を適用する理由                        | 開示請求に係る公文書が他の開示請求も併せ大量であり、また関係機関との調整も必要であるため |
| 所 管 課                            | 教育部 文化・学習課 生涯学習係<br>電話番号(直通)0954-23-5168     |